



◀ contents ▶
目次

○巻頭言

災害対策と国家緊急権 / 長岡 徹 … 1

○2018 年度研究会ラインアップ

…………… 2

○報告

現国会で成立した防災・復興法制について—災害救助法改正による政令指定都市への権限委譲を中心にして / 佐々木 晶二 …… 3

○報告

連続公開セミナー第4弾を9月26日に開催
南海トラフ巨大地震への備え 高台まちづくりの展望と課題—串本町とすさみ町の行政施策を考える / 野呂雅之 …… 4

○報告

奥尻高校の挑戦 / 定池祐季…………… 5

○ご挨拶

被災者支援制度の国際比較調査を始めるにあたり / 斉藤容子
「人間の復興」と被災をつないでいくこと—「震災遺構」の存廃論議に注目して / 濱田武士 …… 6

○観感学楽

6月の「震災の記憶」 / 佐藤翔輔
23年前の教訓を胸に / 堀 芳美 … 7

○ともに

気骨の人だった
夏期開室状況
日本災害復興学会 会員募集中!! … 8

災害対策と国家緊急権

災害復興制度研究所所長
長岡 徹



災害緊急事態への対応のために憲法改正が必要か。戦争・内乱、大規模な自然災害など平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態においては、立憲的な憲法秩序（つまり人権保障と権力分立）を一時停止して、非常措置をとる権限を政府に認めるべきだ、という主張がある。「国家緊急権」とよぶ。日本国憲法にはこのような非常事態に関する規定がないので憲法改正が必要だ、ともいわれる。もっとも、憲法9条との関係で「戦時」を想定することはできないので、大規模災害への対応が憲法改正の理由として強調される。

自民党が本年3月の党大会に向けて作成した憲法改正案には、「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。」とある。これが「国家緊急権」規定だとすると、内閣の制定する緊急政令は「法律と同等の効力を持つ独立命令」（既存の法律の効力を一時停止し、法律の根拠なく国民の自由や権利を制限することができる政令）だということになるが、これ程の劇薬と解釈するには（申し訳ないが）杜撰な規定だ。「緊急事態」の認定手続き、緊急政令の必要性・正当性の監視方法、緊急政令でも制限できない人権の明示、緊急政令の有効期限、等々一切が不明だ。劇薬ではないとすると、結局この緊急政令は、「法律の定めるところにより」法律の範囲内で制定される委任命令と理解するしかない。とすれば、災害対策基本法などがある中で、あらためてこのような憲法改正をする必要があるのだろうか。

1923年の関東大震災発災2週間の間に、多くの緊急勅令が発令された。非常徴発令、暴利取締令、臨時物資供給令、支払い猶予令、行政機関に対する権利保全令などは、今日の災害対策法制の下でも類似の制度が予定されている。今日の法制上予定されていない（違憲の疑いがあるから）のは、戒厳令（9月2日施行）と治安維持令（9月7日施行）だ。治安維持令は「出版通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルハ暴行騷擾其ノ他生命身体若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ治安秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ流言浮説ヲナシタル者」を10年以下の懲役等に処すとする。震災対応を名目としながら、実際には社会主義者の弾圧を意図していたといわれ、25年治安維持法の公布とともに廃止された。

自民党の改憲案にいう「国民の生命、身体、財産を保護するための緊急政令」が治安維持を目的とした人権制限を含むものだというのは、さすがに穿ちすぎだ。災害対応のために政府や自治体にどのような権限を付与しておくべきか、被災者の保護と生活再建のためにどのような制度を準備しておくべきか、現行法制度に不備はあるのか。いずれも本研究所の研究課題だが、経験と教訓を精査し、想像力を働かせて事前に備えることが災害対応の本筋だ。その努力なくして憲法に緊急政令条項を取り入れても、泥縄にすぎないのではなかろうか。



災害復興制度研究所
公式 Facebook を開設しました

2018年度は4研究会で始動

研究所は2018年度、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の課題を踏まえて「被災者総合支援法案」の策定を進める「法制度研究会」など4研究会を開設している。基幹研究会である「避難・疎開研究会」は今年度から「巨大災害避難研究分科会」と「原発災害避難研究分科会」に分ける一方、従前の南海トラフ地震と首都直下地震の復興に関する研究会を分科会として「未来災害研究会」に統合した。「持続的地域再生研究会」を新たに立ち上げ、さらに日本災害復興学会の公募研究会である東北復興研究会と研究活動に関する連携協定を締結した。

持続的地域再生研究会

テーマ 政策フレームと人的ネットワークの構築に向けた研究

趣 旨

「大災害からの復興」は長い時間をかけての「人間復興の問題」であり、地域に生かされ、地域を活かす人と地域の持続的な取り組みでもある。東日本大震災など大災害の経験を系統的な知恵・知識として継承し、南海トラフ地震や巨大化する気象災害などに事前から備えていくという政策研究パースペクティブが求められている。本研究会はこのような問題意識とフレームワークに基づいて、研究者と実務者、行政の政策担当者などを交えて知識交換の場を重ねて、政策フレームと人的ネットワークの構築をめざす。

法制度研究会

テーマ 「被災者総合支援法案のあらまし」についての研究

趣 旨

2010年に発表した災害復興基本法試案に基づく実定法の研究を柱に据える。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえながら、東日本大震災や熊本地震で露見した被災者支援の制度や実態のほころびを検証し、既存の災害法制の棚卸しを進めてきた。具体的には、主として被災者の生活再建に直結する災害救助法、災害弔慰金等法、被災者生活再建支援法を再構築し、被災者支援の枠組みを応急対応、復旧・復興のフェーズに沿って総合支援法として体系化していく。

避難・疎開研究会

巨大災害避難研究分科会

テーマ 首都直下地震や南海トラフ地震に備えて広域避難者の権利保障につながる制度研究

趣 旨

首都直下地震や南海トラフ地震では東日本大震災を上回る避難者が出ると予想され、避難者の動態を正しく把握する被災者支援システムの構築に向けた研究を進める。さらに、避難者が避難先で十分な行政サービスが受けられるような制度も不可欠であり、在留登録資格「準市民制度」などの創設に向けた制度研究を深めていく。

原発災害避難研究分科会

テーマ 科学研究費助成事業「原発立地地域等における中長期的避難・受け入れ計画の構築に向けた研究」

趣 旨

メルトダウンした東京電力福島第一原発の事故では、政府や福島県による帰還政策が進められる一方で、今もなお3万3000人を超える被災者が県外に避難しており、ひとたび原発事故が起きると広域かつ中長期的避難が余儀なくされる。科研事業では「二地域居住」の具体的なスキームをつくり、中長期避難のモデル構築につなげる。

未来災害研究会

首都直下地震の復興を考える研究分科会

テーマ 首都直下地震からの事前復興対策についての研究

趣 旨

首都直下地震の被害規模は最大で建物全壊消失61万棟と想定されており、阪神・淡路大震災の5倍もの規模になる。東日本大震災を契機に大規模災害復興法が制定されたが、備えとしての復興の取り組みを推進するものではない。首都直下地震からの復興を適切に進める方策の研究を進め、事前復興対策について政策提言する。

南海トラフ地震事前復興研究分科会

テーマ 南海トラフ地震からの事前復興対策についての研究

趣 旨

南海トラフ地震による津波の被害が懸念される想定被災地で、公共施設の高台移転施策に関する制度研究や住民主体の事前復興の実践的研究を進めるため、東日本大震災の被災地における高台移転、堤防建設、用地かさ上げの施策について検証し、現行制度の問題点を明らかにするとともに、中間支援基地の構築に向けた研究にも取り組む。

現国会で成立した防災・復興法制について

災害救助法改正による政令指定都市への権限委譲を中心にして

日本災害復興学会理事
(前・国土交通省国土交通政策研究所長)

佐々木 晶二



1 はじめに

現国会では、防災・復興法制において、重要な法律措置が講じられている。

このうち、災害救助法の改正による政令指定都市への権限委譲措置を中心にして述べるとともに、最後に、大規模災害後の用地取得の特例措置を講じている所有者不明土地法について若干触れる。なお、この内容は、本年5月23日に災害復興制度研究所と本学会合同の首都直下地震復興研究会での報告をまとめたものである。

2 災害救助法改正について

(1) 経緯

2016年4月に発生した熊本地震の検証を踏まえ、内閣府政策統括官(防災担当)(以下「内閣防災」という)は、都道府県及び政令指定都市の災害救助法担当部局長をメンバーとする、「災害救助に関する実務検討会」を設置し、災害救助法の実務実施にあたっての、政令指定都市と都道府県の事務分担について議論を行ってきた。

政令指定都市は国との直接の調整権限を求め、これに道府県は広域的な物資等の調整が困難になると反対した。

このような意見の対立を踏まえ、内閣防災では、2017年12月に「内閣府としては、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、現行の委任方式に加えて、包括道府県と連携体制が取れる指定都市を新しい救助主体とし、併せて、都道府県からの様々な懸念に対応するため、都道府県の広域調整権が適切に機能するように、法律で明記するとともに、指定基準を具体化する中で適切な措置を講じることが適切であると考えている」との最終報告書をまとめた。

(2) 2018年6月に成立した災害救助法の内容

(施行は2019年4月1日)

ア) 法改正のポイント

○災害救助法に基づく救助事務を救助実施市(その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう)への委譲を可能とすること

○都道府県知事が、当該救助実施市の長及び物資の生産等業者等との間の連絡調整権限を創設し明記すること

イ) 委譲手続のポイント

○委譲を求める市長から内閣総理大臣への申請(当面、政令指

定都市を前提)

○内閣総理大臣が都道府県知事への意見聴取(都道府県に異論がないことが前提)

○内閣総理大臣が委譲をうける政令指定都市を指定

以上のとおり、災害救助法上の救助事務を政令指定都市が行うことができることとするが、その一方で、都道府県知事との間で委譲の話し合いがついていることが前提となること、さらに、都道府県知事側では、以前から主張していた広域的な物資等の生産者等との調整業務の内容を明確にすることが求められることになった。

なお、日本弁護士連合会では、本法律の審議中に、「災害救助法の一部を改正する法律の早期成立及び被災者支援制度の早期の抜本的な改善を求める会長声明」(2018年5月22日)を公表した。

(3) 今後の検討課題

政令指定都市に災害救助法の権限が法律上委譲できることは、より被災者により沿った救助事務の実施の可能性を開くものである。しかし、同時に都道府県側から指摘された物資や資材、事業者などの広域調整をいかに円滑にするかの課題を具体的に議論するとともに、多くの課題山積みの災害救助法本体の救助内容について一層改善の検討を進めることが必要である。

3 その他の法律改正

今国会では、所有者不明土地法が同じく本年6月に成立した。この法律の中には、災害救助法に基づく仮設住宅の建設及びその他の仮設店舗等の建設を一つのメニューとする「地域福祉増進事業」制度が創設され、所有者不明土地に対しては、6ヶ月縦覧で土地収用法等の手続なしに、10年間の使用権の取得が可能となっている。これは、東京都などが事前復興マニュアルで計画している「時限的市街地」の構想実現に活用できる可能性がある。

また、都市計画事業についても、所有者不明土地については、収用委員会手続なしに、2カ月の公告縦覧を経て知事裁定で権利取得が可能となる措置も講じられている。これは高台移転の場合の住宅団地の用地買収や「一団地の復興拠点市街地形成施設」の事業に活用できる可能性が高い。これらの措置についても、防災関係者は制度内容に十分注意を払う必要があると考え

連続公開セミナー第4弾を9月26日に開催

南海トラフ巨大地震への備え 高台まちづくりの展望と課題

串本町とすさみ町の行政施策を考える

近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備えるため、災害復興制度研究所は昨年3月から企画している連続公開セミナーの第4弾となる「南海トラフ地震への備え 高台まちづくりの展望と課題～串本町・すさみ町の行政施策」を9月26日、和歌山県串本町で開催する。

本州最南端の串本町と隣接するすさみ町は、国の被害想定では南海トラフ巨大地震で震度7の揺れに見舞われ、最大18～20mの津波が襲来する恐れがある。両町はそれぞれ独自の施策で高台まちづくりを進めており、公開セミナーでは両町の町長による報告に続き、1993年7月12日に発生した北海道南西沖地震の大津波で被災した奥尻島の復興に関する報告がある。さらに、研究者をまじえたパネル討論では、町長らの報告を受けて津波対策や高台まちづくりの展望と課題を探る。公開セミナーの概要は次の通り。

■日時：2018年9月26日（水） 13:30～17:00

■会場：和歌山県漁業協同組合 串本漁港水産物卸売市場（串本魚市場）・交流体験室

■プログラム：

- ◎報告① 田嶋勝正 氏（串本町長）
「串本町の防災対策～地震・津波から生き残るために」
- ◎報告② 岩田勉 氏（すさみ町長）
「すさみの挑戦～コンパクトビレッジ構想」
- ◎報告③ 定池祐季 氏（東北大学災害科学国際研究所 助教）
「北海道・奥尻島の復興プロセス」
- ◎パネル討論
田嶋勝正 氏（串本町長） 岩田勉 氏（すさみ町長） 定池祐季 氏（東北大学災害科学国際研究所 助教）
岩田孝仁 氏（静岡大学防災総合センター 教授） 近藤民代 氏（神戸大学大学院工学研究科 准教授）
〔司会〕 野呂雅之（災害復興制度研究所 主任研究員・教授）

※参加は研究所に事前申し込みが必要です

連続公開セミナーのブックレット 関学出版会から発刊へ

研究所は連続公開セミナーの内容をまとめ、南海トラフ地震に関するデータなどを加筆して関西学院大学出版会からブックレットを発刊します。公開セミナーのうちメディアの役割をテーマに昨年開催した第1弾と第2弾を1冊に、行政の施策をテーマにした今年開催の第3弾と第4弾を1冊にそれぞれまとめます。来年も新たなテーマで公開セミナーを2回開催して、3冊シリーズで順次発刊する計画です。これまでに開催した公開セミナーのテーマなどは次の通り。

◎ブックレット Vol.1

第1弾「南海トラフ巨大地震とコミュニティ放送」（2017年3月19日開催）

第2弾「南海トラフ巨大地震に立ち向かう メディアの役割」（2017年10月29日開催）

◎ブックレット Vol.2

第3弾「後方支援基地と南海トラフ巨大地震～広域被災地への対応探る」（2018年3月3日開催）

第4弾「南海トラフ巨大地震への備え 高台まちづくりの展望と課題～串本町・すさみ町の行政施策」
（2018年9月26日開催）

奥尻高校の挑戦

東北大学災害科学国際研究所

定池 祐季



奥尻島のイメージを問われたら、なんと答えるだろうか？イカ・ウニ・アワビなどの海産物だろうか、青い海だろうか、それとも津波だろうか。「復興に失敗した島」だろうか。

1993年7月12日22時17分、北海道の日本海側で北海道南西沖地震が発生した。その時、私は最大の被災地となった奥尻島に住んでいた。近所の人達と高台で過ごしたあの夜の緊張感、知っている人が亡くなったことを知った衝撃、学校が再開した後のクラスのまとまり、来る日も来る日も答えた（けれどもフィードバックはされなかった）アンケート、工事に行き交うダンプカーの土埃など、あの時期の非日常の出来事は今でも忘れることはできないし、災害研究に取り組む自分の「原体験」となっている。

東日本大震災の発災後、その奥尻島への視察が激増した。それ自体も奥尻島にとっては非日常の出来事で、当時のキーパーソンを中心に、年間1,000名を超える視察・取材に対応していた。しかし、2013年の災害20年をピークに、「復興に失敗した島」というレッテル貼りとも言える報道が加速した。「あれだけお金をかけたのに、人口が激減した」「若者がいない」「空き家があふれている」「復興期に設置したソーラーパネルが壊れている」など、枚挙に暇がない。昨年、岩手県の沿岸部を訪れたときに、すれ違った人が「奥尻みたいになりたくない」と話しているのを聞いて、衝撃を受けたこともある。

そのような話からは想像もつかない動きが、今の奥尻島で起こっている。その中心にあるのが、奥尻高校である。奥尻高校は、1975（昭和50）年4月に北海道江差高等学校奥尻分校として、2年後に北海道奥尻高等学校として開校した。生徒数の減少に伴い、存続が危ぶまれる状況となっていた中、2016年に町立高校へ移管し、全国からの生徒募集を開始した。2017年度には5名、2018年度には16名が島外から入学し、現在、全校生徒44名の半数近くが「島留学生」となっている。

町立移管後の奥尻高校では、「まなびじま奥尻」として様々な取り組みを行っている。北海道南西沖地震の翌年から実施されてきたスクーバダイビング、島の地域課題解決と島の魅力発信に取り組む「奥尻パブリシティ」、まちのキーパーソンを招いた「町おこしワークショップ」などはほんの一部。昨年度は、部活動の遠征費負担軽減のためのクラウドファンディングを見事成功させた。その経験から、5月に「オクシリイノベーション事業部」という新しい部活が発足。7名の部員がTシャツ販

売などを通して、他部活の活動費・遠征費を支えようと挑戦している。

このような奥尻高校の活動は、facebookで発信されている。2018年6月20日現在でフォロワーは1,605人、14,000回再生された動画もある。今年度の「島留学生」の中には、ネット検索で奥尻高校を知り、九州から入学した生徒もいる。大学生に個別指導をしてもらう「Wifiニーネ」など、島外のサポーターとはインターネットを通じて繋がっている。

また、近年は高校と地域の距離が近くなっているように見える。高校の行事「English Saloon」では、高校生と島民が共に英語漬けの時間を過ごす。6月30日に実施される「ムーンライトマラソン」では、生徒30人と教職員が会場ボランティアとして参加する。島内で下宿をする「島留学生」に対しては、下宿先の大家である「島おや」、ボランティアの「島おじ・おば」が、島生活のサポートをしている。

5月下旬、島内で行われたシンポジウムの翌日、島のおばさま達が噂をしている場面に出くわした。「発表している生徒は立派だし、背筋を伸ばしてステージに注目している生徒達も素晴らしいかった」というのだ。島のおばさま達の口コミは威力がある。この調子で奥尻高校のファンが増えれば、島内外の進学者が増え、島を元気にしてくれるのではないかと期待が膨らむ。

30代の若者も負けてはいない。1月に「チーム島おこし」という団体が発足し、既に数回のイベントを開催している。8月には島内で20年ぶりに花火を上げようと意気込む。

奥尻島の今のイメージを問われたら、私は迷わず答える。「高校が、地域を元気づけている島です」と。奥尻に通い続けて20年。ネガティブなことに目を向ければいくらでも見つかるが、今が一番明るい時なのかもしれないと思っている。



▲特別授業を真剣に聴く生徒達（2018年5月24日撮影）

被災者支援制度の国際比較調査を始めるにあたり

関西学院大学災害復興制度研究所
指定研究員

斉藤容子

災害復興制度研究所では2010年に理念法となる災害復興基本法案を提言しており、本研究所に設置している法制度研究会で実定法となる「被災者総合支援法案」を策定中です。既にこれまでの研究会において総則、応急救助、生活再建、生活保障などについて議論がなされてきている中で、海外の事例はどうなっているのかということが話題となりました。これまでにアメリカやニュージーランドなど調査に行かれた先生方の話を聞き学ぶ機会はありましたが、総合的な比較調査はなされていませんでした。そこで今年度より「被災者支援制度の国際比較調査」を開始することになり、私が担当させていただきますことになりました。



私は大学卒業後に（特活）CODE 海外災害援助市民センターという NGO で勤務をし、

海外の災害支援を行う活動に従事していました。そこでは被災者の復興には何が必要なのか、現地の人々の声を聞き、そこからできる支援を考えてきました。そして大学院卒業後に勤めた国連地域開発センター（UNCRD）での研究の中心は、制度が整わない開発途上国において災害に強い地域を作るにはどうすればよいかということでした。その中で地域の人々自身がどれだけ主体的に考え、防災計画策定の過程に参画できるかが重要であることがわかりました。

その私が今度は「制度」の研究をすることになりました。まだ調査開始直後のため皆様にお知らせできるような成果はないので、個人的な想いをお伝えさせていただきます。このような比較検討調査は対象国の制度の有無を調べるという机上の研究だけで完結してしまう可能性があります。しかし、それではその制度がいかに「人間の復興」に寄与したかといったことまではわかりません。本研究の目指すべきところは、短絡的な回答を求めず、制度の向こう側にいる被災者がその制度によって自らの思い描く未来のために立ち上がることができたかを探索することにあります。また制度があれば、そこから漏れてしまう人々が必ずいます。社会の中で最も脆弱な立場にいる人々のための制度はいかなるものかを諸外国の事例から学べることを期待しつつ研究に取り組みたいと思います。

海外の災害支援を行う活動に従事していました。そこでは被災者の復興には何が必要なのか、現地の人々の声を聞き、そこからできる支援を考えてきました。そして大学院卒業後に勤めた国連地域開発センター（UNCRD）での研究の中心は、制度が整わない開発途上国において災害に強い地域を作るにはどうすればよいかということでした。その中で地域の人々自身がどれだけ主体的に考え、防災計画策定の過程に参画できるかが重要であることがわかりました。

「人間の復興」と被災をつないでいくこと 「震災遺構」の存廃論議に注目して

関西学院大学災害復興制度研究所
リサーチアシスタント

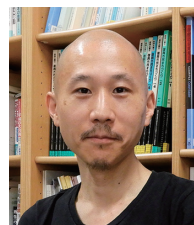
濱田武士

東日本大震災直後、大津波による被災の痕跡をとどめる建造物にはひろく関心が向けられ、「震災遺構」と呼ばれました。これに対し、各被災地ではあるものは早期に撤去され、あるものは議論の末に解体が決まり、またあるものは保存方針が固まるなど対応は様々です。私は原子爆弾の遺構の保存について研究しており、「震災遺構」の存廃論議を被災をつないでいくことに関わる問題と捉えて注目してきました。

広島市に関していえば、旧広島県産業奨励館が一例としてあげられます。この遺構の存廃をめぐり、戦後の応急対応期には被爆者や関係者の様々な思いや意見から議論が生まれました。しかし存廃は確定しないまま、復旧期には一部から観光資源とみなされました。そして復旧から復興への転換期には広島平和記念公園の建設計画に組み込まれ、復興期を通じて「復興のシンボル」となり保存が進んでいきました。

とはいえ、旧広島県産業奨励館の保存が持つ意味は原爆の被災の痕跡が残されていくことだけではありませんでした。復興期の当初には「原爆ドーム」と呼ばれはじめ、被災にひろくまなざしが注がれる契機となりました。そして復興が進むなかで旧広島県産業奨励館以外の遺構の保存運動が行われ、被災の多様さへの認識が拡がりました。2016年に公開されたアニメーション映画『この世界の片隅に』では、原爆の爆心地付近における被災以前の日常の様子が描かれ、70年以上が経過したいまでも関心の高さが窺えます。以上の経緯からは、旧広島県産業奨励館の保存は被災をつなぐ取り組みが生まれる基盤となり、被災が世の中に対して開かれてきたことを捉えることができます。

今日、災害の復旧・復興に携わる自治体、支援団体、ボランティアなどに従事する方々が目指すのは困難を抱える被災者の再生であり、この目標は災害復興制度研究所の中心的理念である「人間の復興」と重なります。ただし、「人間の復興」は時間を要し、世の中の関心が救済法の制定等を後押しすることがあるのも事実です。この実現が世の中に対して被災が開かれることと関わるとすれば、遺構の存廃論議はもとより、被災をつなごうとする様々な取り組みにどのようにして人びとが関心を向けるのか、その動機や記憶についての調査研究が必要だと考えます。



旧広島県産業奨励館（広島原爆ドーム）



かんかんがくがく

被災地を**観**る、
被災地の痛みを**感**じる、
そして、
被災地から**学**ぶ、
被災地の人たちと**楽**しむ。

被災地ネット

6月の「震災の記憶」 / 佐藤翔輔
23年前の教訓を胸に / 堀 芳美

6月の「災害の記憶」

東北大学災害科学国際研究所 准教授

佐藤 翔 輔

このコラムを執筆している6月は、宮城県民にとって梅雨入りの時期ということ以外にとっても重要な意味がある。毎年「6月12日」は、宮城県では「みやぎ県民防災の日」となっている。1978年6月12日に発生した「宮城県沖地震」が、この日の制定に大きく影響している。「みやぎ県民防災の日」は大規模地震・津波などに備えるために、県の「震災対策推進条例」で定められた。宮城県沖地震が約37年周期で発生していること、宮城県沖地震という「災害の記憶」をつなぐ役目の期待なども関係しているだろう。筆者は宮城県民になって7年（あの日の翌日、2011年3月12日からお世話になっている）。毎年この時期には、「みやぎ県民防災の日」「宮城県沖地震」という言葉を頻繁に耳にし、その前後には県内各所で訓練が盛んに実施される。今年2018年は、宮城県沖地震が発生してから40年という節目の年でもある。さらに6月14日は岩手・宮城内陸地震（2008年、発生から10年）、6月15日は明治三陸地震・津波（1933年）と過去の災害がづく。

過去の災害の履歴をよく見直してみると、決して「6月は災害が頻発している」わけではない。Yahoo! JAPANが提供している「災害カレンダー」上だけでも、12月を除いて毎週のように全国での災害の履歴が目に入る。このような状況に照らし合わせると、「毎日」「毎週」がどこかの「防災の日」になってもおかしくないとも言える。

県内のいくつかの大学で（県内出身の学生が比較的多い大学で）、防災に関連する授業を担当している。6月12日がある前の

週に、（いじわるかもしれないが）「6月12日は何の日？」と学生に投げかけてみれば、主な回答は「わかりません」である。よくて「みやぎ県民防災の日」か「宮城県沖地震が起きた日」のいずれかであり、両者をつなげて返答してくれる学生は今までにいない。このような現象は、宮城県沖地震が起きてから40年がたった今、若い世代を代表する傾向なのかもしれない。その翌週に、訓練などに参加したか？と問うても、参加したという返事はあまり聞かない。

「みやぎ県民防災の日」は、県内自治体が訓練を実施したりするきっかけとして十分な役割を果たしているように思う。一方で、「毎日が〇〇防災の日になってもおかしくない」という状況の中で、「みやぎ県民防災の日」という特別な日を作っても、発生から長い時間を経るなかで、その効力や意味合いが徐々に薄れてしまっているきらいがある。「毎日が〇〇防災の日になってもおかしくない」この国で、「防災の日」と言わずとも、毎日が本当の「防災の日」（常日頃から備えている状態）になるために、我々はどんなことができるのだろう。宮城県沖地震で犠牲者を多く出したブロック塀倒壊が、大阪の北部の地震でも死者を出したという報道を目にしながら、「災害の記憶」という学びの原点に今日も悩んでいる。

探し、ボランティア活動に打ち込んだ。そこで一つの転機が訪れる。兵庫県の学校教員になって間もなく兵庫県教育委員会が設置した震災・学校支援チーム“EARTH”（以下、EARTH）と出会うことになる。EARTHとは、Emergency and Rescue Team By school staff in Hyogoの略で、阪神・淡路大震災時に県内外から多くの教職員が兵庫県に応援に駆けつけ、支援して下さったことへの感謝を始めとする教訓をもとに平成12年に設置された団体である。現在カウンセラーを含め兵庫県内の教職員170名を超える人員で構成されている。EARTH員は所属する学校を始め、依頼を受けた国内外の学校における防災学習の推進並びにスマトラ島沖地震や東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震、大阪北部地震と国内外問わず災害時の学校支援も積極的に行っている。

それぞれの支援活動に携わって感じることは、学校は子どもたちの命を守り抜く使命があるということである。災害時に多くの学校が避難所となる中で、地域と連携を図りながら、早期に学校再開を目指していくことが子どもたちの心のケアの視点からも要となる。学校が再開することで、子どもたちに笑顔が戻る。すると自然と周囲の笑顔も増えていく。学校が本来の教育機関の機能を早期に取り戻していくためにも、いかに平時から地域の人々と顔の見える関係を築いていくのか、それが鍵になる。

現在、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科にて、防災減災について学んでいる。日々の学びそして分野や地域を越えて様々な人々と出会う中で、人との繋がりの大切さを始め防災減災は特別なものではなく生活そのものだと感じるようになった。日本は今や災害大国と言われている。どこに居ても災害に遭う可能性があると言える。大学院では学校教育に限らず様々なフィールドに外向かしていただき、平時の備えの重要性を再認識した。平時に出来ないことは災害時にも出来ない。今後は、学んだ知識や実践を積極的に日々の学校での実践と生活に繋げていきたい。

23年前の教訓を胸に

兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 修士2年

堀 芳 美

阪神・淡路大震災から23年が経った。現在でも“あの日”の記憶は鮮明で、当時、中学生だった私は何も出来ずに日々を過ごしていた。現実を受け止めるのに必死だった。想像もなかった非日常が繰り返られる中、私にとり希望の光となったのが、日本中そして世界各国から支援に来てくださった人々の存在である。現在でもふとした時に彼らの背中を思い出す。感謝の気持ちと同時に、“あの日”を契機に、私も手を差し伸べられるそんな大人になりたいと自然と思うようになった。

学生時代そして社会人になった私は、自分に出来ることを



気骨の人だった

無念だったに違いない。享年 69 歳。早すぎる死だった。福島県浪江町の町長、馬場有（たもつ）さんのことだ。初めてお目にかかったのは、東京お台場のフジテレビ。2011 年 4 月 18 日、BS フジの生番組「PRIME NEWS」で一緒した。東日本大震災の発災から、まだ 100 日も経っていない中での東京出張だったが、「全国に散らばる住民へのメッセージになれば」との思いから、テレビの出演依頼はいっさい断らないと言われた。講演も全国 50 カ所を超え、原発事故の悲惨さ、長期・広域避難の苦しみを訴え続けられた。移転を重ねる仮の役場庁舎で寝起きを続け、家族との再会は 50 日以上経ってから。避難からわずか 2 カ月で体重は 7 キロも減ったという。



▲復興・減災フォーラムで話す馬場町長
(2012 年 1 月 9 日 於：関西学院会館)

政治家らしからぬ誠実さと気骨のある物言いに惹かれ、2012 年 1 月の復興・減災フォーラムへの出演をお願いした。放射能から逃れるため、津波にさらわれた住民の捜索が思うようにできなかった苦渋、翻って危険性を知らせてこなかった東京電力への怒り。町民 2 万 1000 人の命と暮らしを支える首長としての覚悟が垣間見えた。

その覚悟は次々と思い切った政策となって形になった。原子力村から批判が相次ぐ中、2013 年 5 月、役場が浪江町民の代理人となって、精神的損害賠償の増額を原発 ADR（裁判外紛争解決手続き）に集団申し立てをしたのだ。自然災害のみが対象である被災者生活再建支援法の矛盾を指摘し、長期避難世帯への適用を求めた。同年 11 月 25 日には、衆議院が福島県で開いた特定秘密保護法の地方公聴会に参考人として出席し「秘密保護法ではなく、原発事故子ども被災者支援法の充実こそ先決だ」と訴えた。

馬場さんとの出会いが刺激となり、2011 年 7 月には『漂流被災者～「人間復興」のための提言』（河出書房新社）を上梓した。著書の中で、原発避難地域が別の場所にもセカンドタウンを持つ二地域居住や、復興にあたって全住民の未来への作文を集めた米国サントクルーズの例を紹介した。

役場が移転した二本松市を中心とした「町外コミュニティ」づくり。復興ビジョンを策定するにあたって、なんと全児童・生徒まで対象にした「復興子どもアンケート」の実施など、すべて私の主張と共鳴する施策が実施され、そのアイデアが実る日をとともに見たいと願っていた。

今年 4 月、昨年、福島放送の社長を退いた旧友と東京で一献傾け、「馬場さんが引退したら、声をかけ、福島でいっぱいやろうよ」と算段していたのだが、そのもくろみも果たせぬままとなった。合掌。
(山中茂樹)

夏期開室状況 開室時間 8 月 1 日(水)～9 月 10 日(月) 9:00～16:00 (通常 8:50～16:50)
閉室期間 8 月 13 日(月)～8 月 21 日(火)

日本災害復興学会 会員募集中!!

ご入会ご希望の方は入会申込書に所定の事項をご記入のうえ、下記の学会事務局まで郵送にてお申し込みください。入会申込書は、日本災害復興学会のホームページ (<http://www.f-gakkai.net/>) よりダウンロードしていただくか、下記までご連絡いただき、お取り寄せください。
また、後日事務局よりお送りする専用振り込み用紙にて必要金額をご入金ください。

(1) 申込書送付先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155
関西学院大学災害復興制度研究所内
日本災害復興学会事務局
TEL: 0798-54-6996

(2) 入会金 3,000円

(3) 学会費 (年額)

1) 正会員	7,000円	3) 購読会員	6,000円
2) 学生会員	3,000円	4) 賛助会員	一口: 50,000円

■西宮上ヶ原キャンパス

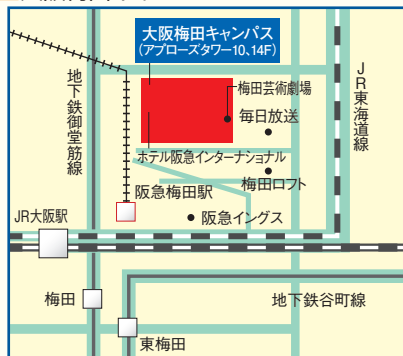
■西宮聖和キャンパス



■神戸三田キャンパス



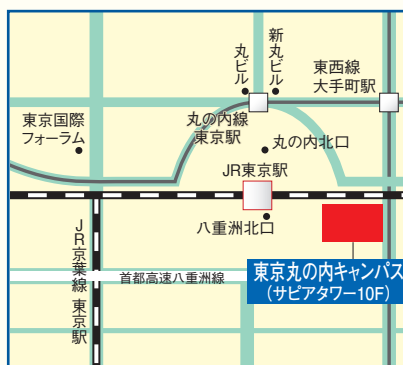
■大阪梅田キャンパス



阪急梅田駅茶屋町口から北へ徒歩 5 分

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 19-19
アブロースタワー 14 階
TEL: 06-6485-5611

■関西学院東京丸の内キャンパス



JR 東京駅八重洲北口から徒歩 1 分

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12
サピアタワー 10 階
TEL: 03-5222-5678



関西学院大学
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY
災害復興制度研究所

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 155 号
TEL: 0798-54-6996 FAX: 0798-54-6997
<http://www.kwansei.ac.jp>
URL: <http://fukkou.net/> E-mail: kgu_fukko2005@fukkou.net